

国連気候変動枠組条約第 28 回締約国会議（COP28）を受けての金融機関への期待とビジネスへの影響 –COP28 の評価–

金融/中東/環境法ニュースレター

2024 年 3 月 19 日号

執筆者:

[橋本 裕子](#)

yu.hashimoto@nishimura.com

[羽野島 章泰](#)

a.hanoshima@nishimura.com

[森下 真生](#)

m.morishita@nishimura.com

[黒田 英](#)

s.kuroda@nishimura.com

1. はじめに

2023 年 11 月 30 日、世界気象機関（WMO）は、世界の平均気温は観測史上最も高くなると発表し¹、気候危機の深刻さがより一層認識された年となりました。そのような中、アラブ首長国連邦（以下、「UAE」と言います。）のドバイ首長国で、国連気候変動枠組条約第 28 回締約国会議（以下、「COP28」と言います。）²が、2023 年 11 月 30 日より 12 月 13 日まで開催されました（当初予定よりも 1 日延長されました。）。UAE は、世界有数の産油国である一方で、2021 年に中東北アフリカ地域で初めて、2050 年までのネットゼロ達成を宣言し、その目標達成に向けた「戦略イニシアチブ」に基づき、ネット・ゼロの達成及び持続可能な金融政策の発展への取り組みを進める等、中東における持続可能な社会への取り組みの先駆的な役割を果たしています。このような中で開催された COP28 は、従前の国連気候変動枠組条約締約国会議において合意された取り組みの評価を行い、パリ協定（Paris Agreement）の目標達成に向けた新たな合意をした点において、意義のあるものであったと言えます。言うまでもなく、同会議での合意内容及び動向は金融機関のビジネスにも影響を及ぼすところ、本書では、特に金融機関に影響を及ぼすと思われる COP28 における重要な合意内容を概説した上で、それを受けて金融機関へ向けられる期待及びビジネスへの影響について検討します。

2. COP28 の重要な成果

(1) 損失と損害（Loss & Damage）に対応するための基金の大枠の決定

昨年開催された国連気候変動枠組条約第 27 回締約国会議（以下、「COP27」と言います。）において、先進国と途上国の間で、気候変動の悪影響に伴う損失と損害（Loss & Damage）³に対応するための基金の創設に関する合意に至りました⁴。かかる基金の具体的な制度の中身は COP27 では決定されなかったため、COP28 での議題として注目されていました。かかる状況の中、COP28 では開催初日に大枠の決定に至りま

¹ <https://wmo.int/publication-series/provisional-state-of-global-climate-2023>

² 同日時・場所において、パリ協定第 5 回締約国会合（CMA5）及び京都議定書第 18 回締約国会合（CMP18）も開催されました。

³ 損失と損害（Loss and Damage）は、気候変動の不可避的な悪影響に伴う損失及び損害全般を意味します。

⁴ COP27 での主な合意事項等については 2023 年 7 月 7 日号金融ニュースレター（https://www.nishimura.com/ja/knowledge/newsletters/finance_law_230707）をご参照ください。

した⁵。主な決定内容⁶として、①同基金が気候変動の悪影響に対して特に脆弱な途上国が、異常気象や遅発性気候変動等の気候変動の悪影響に伴う経済的・非経済的損失や損害に対応できるよう支援することを目的とすること、②世界銀行の下に同基金を設置し、4年間暫定的に運営されること、③先進国が立ち上げ経費の拠出を主導すること、④同基金は、公的及び民間からの助成金や譲許的融資など、幅広い資金源から適宜拠出を受けることが想定されていることが挙げられます。

基金の運営は、26名で構成される理事会が管理・監督を行い、先進国及び途上国から各1名共同議長を選任することとされています⁷。

先進国による資金の拠出は義務化されておらず、任意での拠出を促すに留まりますが、COP28の議長国であるUAEが1億米ドルの拠出を表明するとともに、EUが2億2500万ユーロ（ドイツの1億米ドルを含む。）、日本が1000万米ドル、英国が4000万ポンド、米国が1750万米ドルを拠出する準備がある旨をそれぞれ表明しました⁸。

(2) グローバル・ストックテイク (GST) の実施

COP28では、初めて実施されたグローバル・ストックテイク (Global Stocktake : GST) の成果に関する決定文書が採択されました。GSTは、パリ協定の（産業革命前からの気温上昇を1.5℃までに抑えるという）1.5℃目標の達成に向けた、各国の気候変動対応の進捗状況について評価する仕組みです。パリ協定では、目標達成のために、締約国に対して「国が決定する貢献 (Nationally Determined Contributions: NDCs)⁹」を設定することを義務づけているもの¹⁰、かかるNDCは各国毎に自主的に決定されるものであるため、世界全体の気候変動対応の進捗状況を評価・検証し、各国がNDCを更新する際に活用できる情報提供を行うものとして、GSTが導入されました¹¹。パリ協定では¹²、GSTは、2023年を初回とし、その後5年毎に実施するとされているところ¹³、今回のCOP28で、初めてGSTの成果としての決定文書が採択され、公表されたものです。

COP28において採択され、公表されたGSTの決定文書¹⁴では、Mitigation（緩和）、Adaptation（適応）、Means of implementation and support（実施及び支援方法）といった項目の下に、成果がまとめられており、たとえば、以下の内容が記載されています。

(ア) Mitigation（緩和）

⁵ <https://www.cop28.com/en/news/2023/11/COP28-Presidency-unites-the-world-on-Loss-and-Damage>

⁶ https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cp2023_L1_cma2023_L1_adv.pdf

⁷ 理事会の構成員については、(1)先進国より12名、(2)アフリカ、中南米及びアジア太平洋諸国から各3名、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国から各2名、上記いずれにも含まれない開発途上国からの1名と規定されています。

⁸ <https://www.cop28.com/en/news/2023/11/COP28-Presidency-unites-the-world-on-Loss-and-Damage>

⁹ <https://unfccc.int/process-and-meetings/the-paris-agreement/nationally-determined-contributions-ndcs>

¹⁰ パリ協定第4条第2項

¹¹ <https://unfccc.int/topics/global-stocktake/about-the-global-stocktake/why-the-global-stocktake-is-important-for-climate-action-this-decade>

¹² パリ協定 (https://unfccc.int/sites/default/files/english_paris_agreement.pdf) 第14条第1項

¹³ パリ協定第14条第2項

¹⁴ https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cma2023_L17E.pdf

- ① パリ協定後の各国の対応により、気温上昇予測は+4℃から+2.1~2.8℃に抑制されたが、1.5℃の目標を達成するためには、各国においてより強化された NDC が必要である。
- ② 世界の温室効果ガス排出量を 2025 年までにピークアウトさせ、2019 年比で 2030 年までに 43%、2035 年までに 60%削減し、2050 年までに二酸化炭素排出量をネット・ゼロにすることが必要である。
- ③ 締約国に、(i)2030 年までに再生エネルギー容量を 3 倍にし、エネルギー効率を 2 倍にすること、(ii)排出削減措置のない石炭火力発電の段階的廃止の加速、(iii)ゼロ炭素燃料や低炭素燃料を活用し、ネットゼロエミッションエネルギーシステムに向けた取り組みの加速、(iv)化石燃料からの脱却に向けた取り組みの加速、(v)CO₂ 回収・利用・貯留 (CCUS) 技術、低炭素水素等の技術開発の加速、(vi)メタン等の CO₂ 以外の温室効果ガス排出削減に向けた取り組みの加速、(vii)道路輸送からの温室効果ガス排出削減に向けた取り組みの加速、(viii)非効率な化石燃料補助金のできるだけ早い廃止等の取り組みに貢献するよう求める。

(イ) Adaptation (適応)

- ① 締約国に、(i)気候変動に強い水の供給等の整備、(ii)気候変動に強い食料及び農業生産物の供給等の整備、(iii)最も脆弱な地域社会における気候関連の罹患率・死亡率の大幅な減少、(iv)生態系ベースの適応と自然ベースの解決策の利用の加速、(v)インフラ及び居住地に対する気候関連の影響の最小化、(vi)貧困撲滅と生計に対する気候変動の悪影響の軽減、(vii)文化遺産の気候関連リスクの影響からの保護等の取り組みに貢献するよう求める。
- ② 適応に関する世界目標の枠組みについて、全ての締約国が 2030 年までに、(i)気候変動の影響及びリスクと脆弱性に関する最新の評価を実施し、これらの評価の結果を「国家適応計画 (National Adaptation Plan: NAP¹⁵)」及び政策の策定に使用すること、(ii)国主導で、ジェンダーに対応し、参加型で、完全に透明性のある NAP・政策文書・計画策定プロセス・戦略を策定し、全ての関連する戦略及び計画において適応を主流化すること、(iii)NAP・政策・戦略の実施を進め、主要な気候変動リスクの社会的及び経済的影響を軽減すること、(iv)各国の適応努力のための監視・評価・学習のためのシステムを設計、確立及び運用し、システムを完全に実施するために必要な組織的能力を構築すること等を含めるようにする。

(ウ) Means of implementation and support (実施及び支援方法)

- ① 途上国の適応資金ニーズは 2030 年まで年間 2150~3870 億米ドルと推定されており、2050 年までに排出量ネット・ゼロを達成できるようにするためには 2030 年までに年間約 4.3 兆米ドルがクリーンエネルギーに投資される必要があり、その後は年間 5 兆米ドルまで増加することが見込まれる。
- ② 2020 年までに年間 1000 億米ドルを共同で動員するという先進締約国の目標が、民間資金源からの資金動員における課題を含め、2021 年に達成されなかったことに深い遺憾の意を表し、年間 1000 億米ドルを共同で動員するという目標達成に向けた先進締約国の継続的な努力を要請する。
- ③ 温室効果ガスの低排出と気候変動に強い開発への世界的な移行を達成するために必要な投資規模に達するには、民間部門の役割が重要であり、締結国は政策指導、インセンティブ、規制等を強化する必要性を強調する。

¹⁵ https://unfccc.int/topics/adaptation-and-resilience/workstreams/national-adaptation-plans?gad_source=1&gclid=EAIaIQobChMIq7TGvoGWhAMVLSZ7Bx16TQk9EAAYASAAEgJnG_D_BwE

- ④ 政府、中央銀行、商業銀行、機関投資家、その他の金融関係者の役割を強調し、気候変動に関連する金融リスクの評価と管理を改善し、全ての地理的地域と部門において気候変動資金へのアクセスを確保又は強化し、気候変動対策を実施するための税制を含む革新的な資金源の継続的な確立を加速させ、有害なインセンティブの縮小を目指す。

(3) GGA 及び適応資金

昨年開催されたパリ協定第 4 回締結国会合（CMA4）において、「適応に関する世界全体の目標（Global Goal on Adaptation : GGA）に関するグラスゴー・シャルム・エル・シェイク作業計画（GlaSS）¹⁶」に関して、目標の達成度を測定するための枠組みを定義し、今後 1 年間の進捗状況をレビューできるようにすることが決定されていました¹⁷。COP28 と同時期に開催されたパリ協定第 5 回締結国会合（CMA5）では、かかる決定を受け、GGA の達成に向けたフレームワークが採択されました^{18,19}。GGA の枠組みは、気候変動により増大する悪影響・リスク・脆弱性を軽減し、適応行動と支援を強化するため、適応に関する世界目標の達成と、その達成に向けた全体的な進捗状況のレビューを目的とします。同フレームワークでは、上記 GST の Adaptation（適応）の項目で記載されている、テーマ毎の 7 つの目標と適応サイクルに関する 4 つの目標に関する事項を締約国に求めることが規定されています。また、適応資金のギャップを埋めることを目指し、締約国に対し、2024 年の気候資金に関する新たな共同定量目標の審議において、GST の結果と、適応に関する世界目標の枠組みを考慮するよう奨励する旨も規定されています。

(4) クライメート・ファイナンス

UAE の大統領は、COP28 において、世界的な気候変動の解決を目的とした 300 億米ドルのファンドの設立を発表しました²⁰。当該ファンドは、気候変動資金のギャップを埋め、その利用可能性を促進するために用いられ、2030 年までに 2500 億米ドルの資金調達と投資を得ることを目標にしています。また、UAE、米国、英国等の 13 か国が共同で、世界クライメート・ファイナンス・フレームワーク宣言を行いました²¹。かかる宣言においては、クライメート・ファイナンスを、利用可能 (Available)、アクセス可能 (Accessible)、安価 (Affordable) なものにするための 10 原則が示されています。また、同原則の 1 つ (Unlocking a highway of private finance) において、民間金融は気候変動のための最大限の資金源であるとされ、低排出で気候変動に強い経済への移行には、民間からの投融資を阻む原因に対処し、民間からの投融資を促進するための手段や施策が重要であるとされています。

¹⁶ <https://unfccc.int/topics/adaptation-and-resilience/workstreams/glasgow-sharm-el-sheikh-WP-GGGA>

¹⁷ https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cma2022_10a01_adv.pdf Decision 3 / CMA.4 (Glasgow-Sharm el-Sheikh work programme on the global goal on adaptation referred to in decision 7/CMA.3) パラグラフ 8

¹⁸ <https://unfccc.int/news/cop28-agreement-signals-beginning-of-the-end-of-the-fossil-fuel-era>

¹⁹ https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cma2023_L18_adv.pdf

²⁰ <https://www.mofa.gov.ae/en/mediahub/news/2023/12/1/1-12-2023-president>

²¹ https://www.cop28.com/en/climate_finance_framework

3. COP28 を受けての金融機関への期待及びビジネスへの影響

(1) 途上国支援の強化

COP27 に引き続き、損失と損害 (Loss & Damage) に対応するための基金の大枠が決定したことにより、かかる基金の運用開始が現実的なものとなりました。かかる基金自体は国レベルでの確約ですが、GST でも、「民間資金源からの資金動員における課題を含め、2020 年までに年間 1000 億米ドルを共同で動員するという先進締約国の目標が達成されなかったこと」が明記されており、民間資金源への強い期待、及び先進締約国の目標は当初より民間資金源の動員も想定されたものであったことが窺われます。国ごとに自主的に支援金額を宣言した段階ではあるものの、各国政府は自らが宣言した金額を達成するために、民間金融機関が参入できるよう国内の制度設計をしていくことが急務となっていると言えます。

日本においては、2023 年 12 月 9 日、「世界全体でパリ協定の目標に取り組むための日本政府の投資促進支援パッケージ²²⁾」を公表しました。これは、脱炭素や適応に対する投資を促進するための基盤を整備することを目的としており、2030 年までに 1000 億ドルの気候変動ファイナンスを目標に掲げるアジア開発銀行 (ADB) や我が国が 2024~2027 年に最大 1650 億円の拠出をコミットしている緑の気候基金 (GCF) を始め、気候変動対策への投資拡大に取り組むさまざまな国際開発金融機関等と連携強化を図り、さらなる民間資金の動員を図ることが明示されています。

かかる日本の政策と試験的な運用ではあるものの世界銀行の下でグローバルな基準・仕組みによった基金拠出が可能となることとが相まって、民間金融機関としては、途上国支援に向けた投資がより容易となるものと考えられ、また投資の強化が期待されていると言えます。

(2) 化石燃料からの「脱却」及び再生可能エネルギーの促進

2021 年に開催された COP26 の全体決定である「グラスゴー気候合意 (Glasgow Climate Pact)²³⁾」において、排出削減対策の講じられていない石炭火力発電について、石炭火力発電への依存度の高い国による反発を受けて、最終的に "phase-out" (逡減段階的廃止) から "phasedown" (逡減) に表現が弱められ、COP27 においても交渉が難航し、結果として COP26 の内容を踏襲する形となりました。そのため、COP28 では、化石燃料の段階的削減で合意できるのか否かが焦点となっていました。結果として、GST において化石燃料の "phase-out" (逡減段階的廃止) という文言では合意できず、"Transitioning away" (化石燃料からの脱却) という表現で最終的な合意がなされました。表現は弱められたものの、COP の最終合意文書としては初めて「化石燃料からの脱却」が明記されることとなり、また、"accelerating action in this critical decade" と、この 10 年間で加速させるという時限も明記されており、より具体的な目標として、化石燃料の廃止に向けて前進したと言えます。また、GST では 2030 年までに再生エネルギー容量を 3 倍にするという目標も掲げられています。

かかる明確な目標が掲げられ、また、化石燃料に代わるエネルギー資源の切迫した必要性から、再生可能エネルギー市場の拡大が見込まれます。それに合わせ、エネルギー関連事業を行う企業の再生可能エネルギーへのより一層のシフト及び投融資の必要性が高まることが想定されます。そのような資金需要に応じて、金融機関が再生可能エネルギー関連事業・企業への投融資を行う機会が増えることが予想されるとともに、金融機関には、かかる投融資を行うことで、上記目標を達成するために重要な役割を果たすことが期待

²²⁾ <https://www.env.go.jp/content/000177280.pdf>

²³⁾ https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cp2021_12_add1E.pdf

されます。

また、GST では、再生可能エネルギーのみではなく、CO2 回収・利用・貯留（CCUS）技術、低炭素水素等、排出削減に向けたさまざまな技術の開発への取り組みも進めていくことも明記されており、企業が今後これらの事業に参入していくことが見込まれます。かかる分野の新たな技術に関する需要及びマーケットの成長が予想され、金融機関としては新たな投資機会として重要なものとなってくると考えられます。

(3) クライメート・ファイナンスの促進

前回の COP27ではトランジション・ファイナンスの重要性が強調されましたが、COP28ではUAEがリードする形により広くクライメート・ファイナンスを、利用可能(Available)、アクセス可能(Accessible)、安価(Affordable)なものにするという宣言がされました。同宣言により、クライメート・ファイナンスの重要性が確認され、その実現のために各国が取り組むべきことが明らかとされました。同宣言への参加は、13 か国にとどまるものの、気候政策で世界を牽引している EU の主要国（ドイツ、フランス）や英国、米国が参加しており、今後の各国の施策や世界的な広がりにも注視する必要があると思われます。また、前記 2(4)のとおり、クライメート・ファイナンスの最大の資金源とされる金融機関に期待される役割は大きいと思われます。

4. 最後に

COP28 は、損失と損害（Loss & Damage）に対応するための基金の枠組みが決定したことや、化石燃料からの「脱却」が最終合意文書に明記されたこと等で、期待されていた以上の具体的な成果をもたらしたと言えます。もっとも、損失と損害（Loss & Damage）に対応するための基金の実際の運用や、GST を踏まえて具体化された様々な目標を実際にどのように達成していくかという点、UAE が設立するファンドを含めたクライメート・ファイナンスの広がり等、実行の観点が非常に重要となってくると考えられ、アゼルバイジャンで開催される COP29 に向けた今後の各国の動向にも注目が必要となると考えられます。

筆者らは COP28 を訪問し、主として NGO や企業団体の行うカンファレンスやパビリオンで情報収集を行いました。筆者橋本が昨年参加した COP27 に比べると規模も多く、参加している企業数、来場者数も多く、COP や環境問題への関心の高さが窺われました。また、国や地域に拘わらず、温室効果ガス削減技術等を開発するベンチャー企業や電力会社が積極的に参加し、来場者に自らの技術等の説明を丁寧に行っており、自らの存在をアピールしているのが印象的でした。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com